

さしま環境管理事務組合 分別収集計画

平成19年6月
さしま環境管理事務組合

さしま環境管理事務組合分別収集計画（第5期）目次

	ページ
1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する為の方策に関する 事項 （法第8条第2項第2号）	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 程する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	7

さしま環境管理事務組合分別収集計画

平成19年6月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

なお、ごみの収集業務については、構成する市町の業務であるため構成市町が独自に分別収集計画を立案するのが本来と思われるが、中間処理施設での作業上の問題及び保管施設の問題等を考慮し、さらに今まで管内統一による分別方法を行ってきた経緯により組合において作成することとした。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっては構成する市町が主体となり実施し、中間処理施設におけるリサイクル等については組合が行うものとし、基本的方向は以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・循環型社会を目指したごみ処理体制及び収集体制の充実を図る。
- ・ごみ減量化・リサイクルを推進する。
- ・住民、事業者及び行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	12,412 t	12,588 t	12,767 t	12,948 t	13,132 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進する為の方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のための以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会などあらゆる機械を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、広報誌、パンフレット及びホームページなどを活用し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・排出抑制の実施

スーパーマーケット等小売店での包装の簡易化を推進する。また、買い物時における繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）持参運動の普及啓発、指導を行い容器包装廃棄物の排出抑制を図っていく。

- ・循環型製品の積極的な利用

再生資源を原材料として利用した製品やリターナブル容器を選択・利用するとともに事業者及び住民に対しても循環型製品の積極的な利用を求めていく。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装
廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)**

最終処分場の残余容量，廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，住民の協力度，さしま環境管理事務組合が有する選別施設，構成市町の収集車輛等を勘案し，収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
主としてスチール製の容器	1,512t	1,387t	1,274t	1,168t	1,073t
主としてアルミ製の容器	272t	251t	230t	213t	195t
無色のガラス製容器	(合計) 356t	(合計) 359t	(合計) 361t	(合計) 365t	(合計) 369t
	(引渡) 0t (独自処理) 356t	(引渡) 0t (独自処理) 359t	(引渡) 0t (独自処理) 361t	(引渡) 0t (独自処理) 365t	(引渡) 0t (独自処理) 369t
茶色のガラス製容器	(合計) 794t	(合計) 801t	(合計) 808t	(合計) 813t	(合計) 820t
	(引渡) 0t (独自処理) 794t	(引渡) 0t (独自処理) 801t	(引渡) 0t (独自処理) 808t	(引渡) 0t (独自処理) 813t	(引渡) 0t (独自処理) 820t
その他のガラス製容器	(合計) 119t	(合計) 119t	(合計) 120t	(合計) 121t	(合計) 122t
	(引渡) 119t (独自処理) 0t	(引渡) 119t (独自処理) 0t	(引渡) 120t (独自処理) 0t	(引渡) 121t (独自処理) 0t	(引渡) 122t (独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	12t	12t	12t	12t	12t
主として段ボール製の容器	827t	838t	850t	861t	873t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 658t	(合計) 679t	(合計) 702t	(合計) 725t	(合計) 749t
	(引渡) 658t (独自処理) 0t	(引渡) 679t (独自処理) 0t	(引渡) 702t (独自処理) 0t	(引渡) 725t (独自処理) 0t	(引渡) 749t (独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規程する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法 (法第8条第2項第4号)

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規程する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{分別基準適合物収集実績前年対比率の過去4年間の平均}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集段階	選別保管等段階
主としてスチール製の容器包装	かん類	市町による定期回収	さしま環境管理事務組合
主としてアルミ製の容器包装			
無色のガラス製容器	びん類	市町による定期回収	さしま環境管理事務組合
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	資源ごみ	市町による定期回収	さしま環境管理事務組合
主として段ボール製の容器包装			民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	PETボトル	市町による定期回収	さしま環境管理事務組合

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

構成市町（境町，五霞町，坂東市，古河市（旧三和地区，旧総和地区））については、スチール・アルミ製容器包装，無色・茶色・その他ガラス製容器，紙パック，段ボール，PETボトルについては，平成20年度に新設されるリサイクルプラザにて分別・保管する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器包装	かん類	無色透明なビニール袋	パッカー車 及び ダンプ車	さしま環境管理 事務組合 (選別・圧縮) 及び ストックヤード
主としてアルミ製の容器包装				
無色のガラス製容器	びん類	結 束		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	資源ごみ	結 束		
主として段ボール製の容器包装				
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	PETボトル	無色透明なビニール袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・住民や事業者の意見，要望を反映させ，容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため，組合を構成する各市町の住民や事業者，行政が協力して，分別収集推進体制を整備するよう指導する。
- ・自治会等住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。